

災害片付けごみの回収を開始します

令和6年1月の能登半島地震によりご家庭又は事業所等で発生した災害ごみの回収を開始します。
 (道路の状況により収集車が通れる地区から順次回収します)

注意！個人で市が運営、管理する仮置場へ持ち込みはできません。

●回収期間

令和6年2月1日～当分の間 ※終了時期は、再度、市からご案内します。

●回収できるもの

- 可燃粗大ごみ (木製・プラスチック製家具、布団、じゅうたん、畳など)
- 木くず
- ガラス・陶磁器くず(一緒に良い)
- コンクリート
- 瓦
- 壁材 (スレートなど)
- 金属くず (スチール家具など)
- 家電リサイクル (小型家電)
- 家電リサイクル (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)

※細かいくずになったものは種類ごとに分けて土のう袋などに入れてください。

灯油や乾電池等は抜いてから出してください。

●回収できないもの

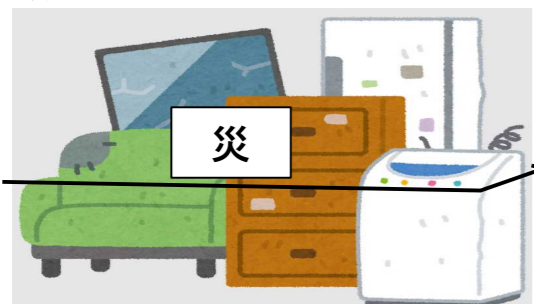
生活ごみ(もえるごみ)、資源ごみ(ペットボトル、あき缶、あきびん、新聞、雑誌、段ボール)
 その他(産業廃棄物、バイク・原付バイク、農薬・劇薬、廃油・液体、廃タイヤ・自動車バッテリー、石、土、砂、乾電池等)

●災害ごみを回収している地区

回収している地区名	準備中地区名
河井、鳳至、大屋、大屋(鶴入町)、河原田、三井、鶴巣、南志見、町野、町野(金蔵)、門前	西保、町野(寺山)

●災害ごみの出し方

敷地内にまとめて置く(道路に近いところに)



- ・回収する災害ごみは、分別をお願いします。
- ・災害ごみを整理してまとめ、「災」と表示して置いてください。
- ・ご不在であっても収集します。
- ・災害ごみと判断できない場合は収集できません。
- ・捨てられて困るものを近くに置かないでください。
- ・産業廃棄物は収集しません。

なるべく、ヒモなどで囲んで「災」とわかるように表示する(紙に書いて貼るかマジック等で直接書く)



市が委託した業者が巡回し、順番に収集します。

担当課 環境対策課

お問い合わせ コールセンター 23-4872

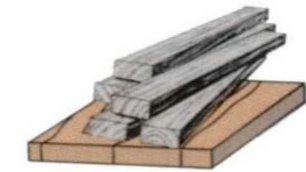
回収できるもの (9つの分類に分別してください)

1. 可燃粗大ごみ

(木製・プラスチック製家具、布団、じゅうたん、畳など)



2. 木くず

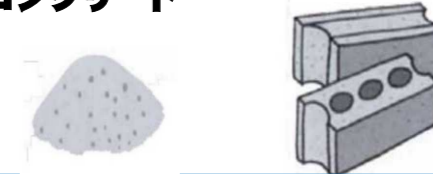


3. ガラス・陶磁器くず



※細かいくずになったものは種類ごとに分けて土のう袋などに入れてください。

4. コンクリート



5. 瓦



6. 壁材

(スレートなど)



7. 金属くず

(スチール家具など)



8. 家電リサイクル

(小型家電)



灯油や乾電池等は抜いてから出してください。

9. 家電リサイクル

(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)



注意) 災害ごみでは回収できないもの (一般収集に出してください)



※注意事項

避難指示が発令されている地域や、危険な家屋での片付け作業を行わないようお願いします。
 片付けごみの回収期間は、このような地域への対応を含め十分な期間を予定しています。